

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準の一部改正について

1 改正の趣旨

「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年環境省令第31号）の施行に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。

2 改正内容

申請者が県に提出する申請書類について、押印を求める規定を削る。

3 適用期日

令和3（2021）年2月12日から適用します。